

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成23年4月18日

南相馬市監査委員 佐藤俊美

南相馬市監査委員 志賀稔宗

財政援助団体監査結果

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の期間 平成22年9月3日～平成23年3月11日
- 3 監査の対象 平成21年度中に財政援助を受けた団体等
- 4 監査の方法
 - (1) あらかじめ担当主管課から、南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づく関係書類の提出を求め、補助金交付申請、交付決定、実績報告及び補助金確定通知等の事務手続きが適正に行われているかどうかなどについて書類審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。
 - (2) 補助を受けた団体の中から6件を抽出して、補助金に係る出納その他の事務の執行について関係帳簿の提出を求め、補助金が補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて監査を行った。
- 5 監査の結果
監査した結果は次のとおりである。
なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で指示した。

第1．監査結果の概要

平成21年度において、市が補助金、交付金及び利子補給金等の名称で財政援助を行った内容は、総件数で1,896件、総額で1,503,365,296円であった。

このうち、1件当たりの交付額が10万円未満のものは1,099件(総件数に占める割合58.0%)、10万円～50万円未満のものは553件(同29.2%)、50万円～100万円未満のものは92件(同4.8%)、100万円～500万円未満のものは89件(同4.7%)、500万円～1,000万円未満のものは35件(同1.8%)、1,000万円以上のものは28件(同1.5%)であった。

また、各事業費の総額に占める補助割合(補助率)は、最高が100%、最低が0.9%、全体では36.0%となっており、補助率が10%未満のものは、104件(総件数に占める割合5.5%)であった。

各補助事業は、事業目的に沿っておおむね適正に執行されたと認められた。しかし、後述するように、一部、検討すべき事項が見受けられた。

第2. 書類審査の結果

市は、公益上必要がある場合、補助金等の規則や要綱等の定めるところにより、補助額の範囲内で各種団体及び個人に対し補助金等を交付している。

補助金は、市の貴重な財源から支出されているものであり、効果的、効率的そして適正なものとして運用され、その公平性や透明性が確保されるものでなければなりません。

そのため、所管課は、財政援助団体に対し、指導監督を適切に行うとともに、事業完了後に提出される実績報告書等について、慎重かつ十分な審査を行い、事業が計画及び交付条件に従って実施され、本来の目的に沿った効果が上げられているか検証されたい。

○ 専決処理を適切に行うべきもの

補助金交付決定に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていないもの。

① 農林水産業振興事業（環境保全型農業推進事業）補助金

[そうま農業協同組合]

<農林水産課>

交付決定金額が 919,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

② 戦略的産地づくり総合支援事業補助金

[そうま農業協同組合]

<農林水産課>

交付決定金額が 3,545,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

③ 米粉普及推進事業補助金

[鹿島都市農村交流研究会]

<農林水産課>

交付決定金額が 2,250,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

④ 強い農業づくり交付金事業補助金

[そうま農業協同組合]

<農林水産課>

交付決定金額が 60,300,000 円であり副市長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

補助金変更に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていないもの。

① 戦略的産地づくり総合支援事業補助金

[そうま農業協同組合]

<農林水産課>

収支予算の事業費について変更承認されており、その変更承認については部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

補助金確定通知に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていないもの。

① 農林水産業振興事業（ため池等整備事業）補助金

[原町市土地改良区]

<農林水産課>

確定補助金額が 2,623,950 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

第3. 抽出団体監査の結果

1. ひがし地区まちづくり委員会

(1) 補助金等の名称

南相馬市まちづくり委員会交付金

(2) 事業の概要

市民が主役のまちづくり活動を支援するとともに、まちづくりへの意識の向上と積極的な活動参加を促し、地区が一体となった「豊かで住みよいまちづくり」を実践することを目的として事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
交 付 金	1,000,000	1,000,000	0	
繰 越 金	649	649	0	
雑 収 入	110,351	74,391	△35,960	
計	1,111,000	1,075,040	△35,960	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
会 議 費	80,000	25,202	△54,798	
事 業 費	740,000	619,550	△120,450	
事 務 費	230,000	378,763	148,763	
予 備 費	61,000	17,325	△43,675	
計	1,111,000	1,040,840	△70,160	

収入支出差引残額 34,200円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されているものと認められた。

2. 新田川・太田川漁業協同組合

(1) 補助金等の名称

淡水魚放流事業補助金

(2) 事業の概要

淡水魚の放流により水産資源の増繁殖を図り、市民へのレジャーや憩いの場を提供するための事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	400,000	400,000	0	
自 己 資 金	3,988,800	3,845,745	△143,055	
計	4,388,800	4,245,745	△143,055	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
採 捕 直 接 費	355,000	84,750	△270,250	
ふ 化 直 接 費	95,000	0	△95,000	
種 苗 費	2,778,800	2,945,685	166,885	
放 流 費	1,160,000	1,215,310	55,310	
計	4,388,800	4,245,745	△143,055	

収入支出差引残額 0円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、次のとおり検討すべき事項が見受けられたので、これに留意し事務事業の推進に努められたい。

①市に提出された実績報告書の収支精算書の支出額と伝票の合計額に相違があったので、収支報告等、実績報告書の内容については十分な点検を行われたい。

②補助金の支出については、事業計画及び資金計画、執行状況などを十分勘案し、適正な交付時期となるよう検討されたい。

3.南相馬市小高区防犯協会

(1) 補助金等の名称

南相馬市小高区防犯協会運営事業補助金

(2) 事業の概要

地域住民相互の連携を図り、防犯・防災思想を高め、防犯・防災活動を効果的に推進し、明るく住みよい地域づくりに寄与するため事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	100,000	100,000	0	
負 担 金	45,000	44,370	△630	
繰 越 金	61,230	61,230	0	
会 費	100,000	120,000	20,000	
雑 収 入	100	58	△42	
計	306,330	325,658	19,328	

支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
会 議 費	15,000	7,000	△8,000	
事 務 費	10,000	0	△10,000	
事 業 費	280,000	288,085	8,085	
予 備 費	1,330	0	△1,330	
計	306,330	295,085	△11,245	

収入支出差引残額 30,573円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、次のとおり検討すべき事項が見受けられたので、これに留意し事務事業の推進に努められたい。

- ①収入において、会則で定められた負担金額と決算収入金額とで相違があったので、収入と支出を明確にし、会計処理を行われたい。
- ②収支に係る伝票が作成されておらず、経理上の責任体制が明確になっていないので、会計処理について検討されたい。

4. 大井塚原営農改善組合

(1) 補助金等の名称

農業農村整備事業補助金

(2) 事業の概要

ほ場整備事業の投資的効果を高めるため地域内の農用地集積と流動化の推進をしながら高度な土地利用を図ることを目的として事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	400,000	400,000	0	
組 合 費	154,000	154,000	0	
繰 越 金	81,708	81,708	0	
雑 入	292	80	△212	
計	636,000	635,788	△212	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
総 会 費	50,000	73,500	23,500	
研 修 費	340,000	294,318	△45,682	
事 務 費	30,000	0	△30,000	
流動化推進費	30,000	5,380	△24,620	
水利施設維持管理費	30,000	1,440	△28,560	
機械利用調整費	5,000	0	△5,000	
転作調整費	5,000	0	△5,000	
備品購入費	30,000	49,550	19,550	
役員報酬	105,000	105,000	0	
負担金	10,000	10,000	0	
予備費	1,000	11,300	10,300	
計	636,000	550,488	△85,512	

収入支出差引残額 85,300円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、次のとおり検討すべき事項が見受けられたので、これに留意し事務事業の推進に努められたい。

- ①実績報告書の収支精算書の中で、支出項目が不適切なものがあったので、予算執行する際には、支出すべき項目について十分検討されたい。
- ②収支に係る伝票が作成されておらず、経理上の責任体制が明確になっていないので、会計処理について検討されたい。

5. エーベ運営委員会

(1) 補助金等の名称

エコマネー事業補助金

(2) 事業の概要

地域で暮らす人が助け合って楽しく心地よく暮らすために「温かい心の具現化」「ボランティアの活性化」を目的としたエコマネー（地域通貨・名称エーベ）を通して、地域の顔が見えるコミュニティづくりを実践することを目的として事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	120,000	120,000	0	
会 費	15,000	32,500	17,500	
雑 入	16,000	22,713	6,713	
計	151,000	175,213	24,213	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
会 議 費	16,000	7,430	△8,570	
事 務 費	35,000	21,123	△13,877	
事 業 費	100,000	136,365	36,365	
計	151,000	164,918	13,918	

収入支出差引残額 10,295円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されているものと認められた。

6.南相馬市原町区芸術文化協会

(1) 補助金等の名称

南相馬市総合芸術祭事業補助金

(2) 事業の概要

市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図るため、事業を実施し、芸術文化の普及と各芸術文化団体の活動支援を目的として事業を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	1,300,000	1,300,000	0	
入 場 料	1,000,000	1,014,000	14,000	
自 己 負 担	260,000	192,499	△67,501	
計	2,560,000	2,506,499	△53,501	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
文 化 講 演 会	1,300,000	1,353,116	53,116	
音 楽 芸 能 発 表 会	1,000,000	936,255	△63,745	
市 総 合 芸 術 祭 参 加 団 体 助 成	100,000	75,000	△25,000	
機 関 紙 発 行 費	160,000	142,128	△17,872	
計	2,560,000	2,506,499	△53,501	

収入支出差引残額 0円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、次のとおり検討すべき事項が見受けられたので、これに留意し事務事業の推進に努められたい。

- ①文化講演会に係る会場借上料が2ヵ年分支出されていたので、本来支出すべき年度を明確にし、会計処理されたい。
- ②収支に係る伝票が作成されておらず、経理上の責任体制が明確になっていないので、会計処理について検討されたい。